米国ＰＣＡＯＢ第１回報告書（概要）　（資料１）

PCAOB
Report on 2003 Limited Inspection of
Deloitte & Touche LLP
PricewaterhouseCoopers LLP
KPMG LLP
Ernst & Young LLP
August 26, 2004

本報告書に関する注記（notes）

１　本報告書は、本報告書の対象である監査法人のシステム、方針、手続き、慣行、あるいは行為に存在する欠陥（deficiencies）あるいは潜在的欠陥について述べるものである。しかしながら、ここに明示的に包含されている欠陥および潜在的欠陥は、それ以外の当該監査法人のシステム、方針、手続き、慣行、あるいは行為のいかなる側面も、委員会（PCAOB）が承認あるいは容認している、または法、規則および職業基準（law, rules, professional standards）に合致していると委員会が判断したと反対解釈されてはならない。

２　本報告書における法、規則、あるいは専門職基準に違反する、あるいは潜在的に違反するとの言及は、本報告書が作成された規制的監視という観点（regulatory supervisory context）において理解されなければならない。これらの事項に関する委員会の議論あるいは委員会スタッフの見解は対審構造の裁判プロセス（an adversarial adjudicative process）の結果ではなく、また法的責任を負わせることを目的とした事実および違反に関する最終的判断（conclusive findings）を構成するものでもない。同様に、問題解明の取り組みへ監査法人が建設的に協力した旨のここでのいかなる記述も、それがいかなるものであれ、潜在的な法的責任に関して、委員会が違反を許すものと解釈されてはならないし、またそのようには委員会は解釈していない。

３　登録監査事務所の検査（inspection）に関して、委員会と委員会スタッフは、当該監査法人が「一般に受け入れられている会計原則」（Generally Accepted Accounting Principles; GAAP）に準拠していないことを特定できなかったこと（fail to identify departures from GAAP）を考慮する。当該監査法人が特定できなかったとの本報告書記述は、関連 GAAP（relevant GAAP）への非準拠についての委員会および委員会スタッフの記述を必然的に含んでいる。委員会は、しかし、発行体（issuer）に対し財務諸表の形式あるいは内容について指示（prescribe）する権限は有していない。その権限、および発行体の GAAP への準拠に対する拘束力ある決定をする権限は SEC にある。GAAP からの逸脱が認められたとの本報告書における記述は、そのことを明確に述べていない限り、SEC がこれら GAAP

問題に関して考慮したとか、何らかの決定をしたということを示すもの（indication）と、理解されてはならない。

４　本限定的検査によりレビューされた監査行為は、関連基準（relevant standards）（以下GAASという）がPCAOBにより暫定措置としてPCAOB基準として採用される前に終了した期間の財務諸表に関するものである。PCAOB基準はSO法に基づき、現在、作成者の財務書表に対する監査を規律している。委員会の PCAOB 基準に関する他のアクションとの一貫性を維持するため、たとえ本報告書は当該基準を委員会が採用する前の期間に関するものであっても、適用可能な基準として PCAOB 基準という名称を使用する（正確には PCAOB 基準は適用することは出来ない――訳者註）。
参照　Auditing Standard NO.1――References in Auditors' Reports to the Standards of the Public Company Accounting Oversight Board, PCAOB Release No. 2003-025(Dec. 17, 2003)(approved by the Commission, May 14, 2004)

本報告書の概要

2003年、PCAOBは公開会社に対する検査を初めて実施した。委員会は米国４大監査法人に対する限定的な検査プログラムを実施した。これらの検査により、委員会は当該監査法人により見過ごされた重大な監査および会計上の諸問題を特定（identify）した。またそれぞれの監査法人の品質管理システムの重大な側面に関する懸念(concerns)をも特定した。本検査報告はこうした事項を記述する。しかし、委員会の検査および検査報告は新規のものであるので、委員会は本報告書に記述されている所見（observations）を読者に提供する形でいくつかの見解（remarks）を提供する。

法律により定められている委員会の使命（mission）は、投資家の利益（the interests of investors）、さらには情報提供的で、公正かつ独立した(informative, fair and independent)監査報告の作成という公益を保護するため、公開会社の監査人を監視する（oversee）ことである。この使命を促進するため、これまで会計プロフェションのピアレビュー分野とされていた基本的任務を委員会検査は行なうこととなった。しかし、委員会検査はピアレビューの計画および方法をなぞる（duplicate）ことはしない。

委員会検査は、会計および監査基準へのプロフェショナルの技術的遵守（technical compliance）を調査することは当然であるが、それのみならず監査が行なわれるビジネス関係（business context)、および当該ビジネス関係が監査事務所の監査行為に影響を及ぼす仕方に関しても調査する。なかんずく、委員会は企業文化（firm culture)、監査法人の監査慣行と監査以外の慣行との関係、監査法人の本部事務所（firm's national office）

と当該事務所の雇用職員（its engagement personnel in field）および提携事務所（affiliate offices）との関係を調べる。このアプローチにより、委員会は過去数年における財務報告および監査の最も重大な失敗の原因となった慣行のタイプに前向きな変化（constructive change）を生じさせることに貢献できると信じる。

この目的に向けて、委員会の検査プロセスの不可欠の構成要素は、改善の必要があると考える諸点について監査法人に対するゆるぎない公平無私の態度（unflinching candor）である。このことを強調することは、検査報告が、監査法人の方針、慣行、および監査業務に対する批判に満ちたものとなり、監査事務所の能力の詳述にはあまり関わらないものとなるという結果に多くの場合なるであろう。というのは、委員会の視点からは、監査法人にとって検査報告はバランスの取れた成績表（balanced report cards）、評価手法（rating tools）、あるいはマーケティングへの潜在的手助け（potential marketing aids）として役立つものであることを意図したものでないからである。報告書は、関連基準およびルールへの準拠を確保するために改善が必要であるか、あるいは監査法人の監査行為の質を高めることとなる領域に、われわれと監査法人との検査に関する対話の焦点を置いているからである。

しかし、このように報告書が批判を強調するということが、委員会の否定的評価の反映と理解されてはならない。2003 年に検査された 4 大監査法人は、数千の監査プロフェショナルにより構成されており、複数の品質管理政策を発展させてきており、総計 10,000 以上の公開会社の監査を行なっている。委員会の 2003 年検査結果が、これら 4 大監査法人のいずれもが高品質の監査業務の提供をする能力がないということを暗示していると解釈することは誤りである。

さらに委員会は、監査法人の監査プロフェショナルの大部分が優れた技術を有する専任の会計士により構成され、彼らは――監査法人の巨大で複雑なビジネスにおける競合する優先順位（the competing priorities）にしばしば逆らって――監査の品質に彼らの最高の優先順位を与えることに努めていることを疑わない。委員会は、監査法人の最高レベルの人々が、監査の質への新たなコミットメントを監査法人の最優先事項とすることの必要性に言及する傾向が増大してきていることに勇気づけられている。また委員会は、監査法人により、委員会の検査プロセスの価値が再認識されていることにも勇気づけられている。委員会は、最高の品質の監査業績の達成を妨げている可能性のある監査法人の慣行に焦点を会わせて引き続き検査権限を行使して行く。

PCAOB Release No. 104-2004-003

2003 LIMITED INSPECTION OF

ERNST & YOUNG LLP

PCAOB 公開番号 104-2004-003

ERNST & YOUNG LLP に対する 2003 年限定検査

2003 年、the Public Company Accounting Oversight Board（以下「PCAOB」あるいは「委員会」(Board）という。）は限定された検査を、Ernst & Young LLP（以下「E&Y」という。）に対し行なった。委員会は the Sarbanes-Oxley Act of 2002（以下「法」という。）の要請に従って、本検査の報告書を本日提出した。

委員会は報告書の一部を公表し、公に利用可能とした。特に、委員会は報告書第１部と第３部の一部を公表した。第３部は本報告書の草案（a draft of the report)に対する監査法人の意見を記述している[7]。委員会は他の場合と同様に、法の制限にしたがって検査関連情報を公開する手続きを詳細に述べている[8]。当該監査法人に対する PCAOB の非難（criticisms)（特に監査事務所の品質管理システムに関する批判）のかなりな部分、およびそれらの非難に関する PCAOB と監査法人との話し合い（dialogue）は、監査法人がそれら非難の処理を PCAOB が満足するように進展（make progress）させることに失敗しない限り、非公開である。加えて、検査により知りえた監査法人および監査法人の顧客の情報で、そうでなければ非公開である情報（otherwise nonpublic information）は、委員会は原則として開示しない。したがって、これらの範疇に入る情報は、検査

[7] 委員会は、報告書の非公開部分に記載されている監査法人のいかなる意見も公開しない。加えて、法律、15U.S.C.7214(f)、および PCAOB Rule 4007(b)に基づき、報告書草案に関する企業の意見に対する非公開取扱いを、監査法人が要求し、委員会がこれを認めた場合には、委員会はこれらの意見を最終報告書に含めない。委員会は次のような監査法人のコメントは、要請があれば、非公開取扱い（confidential treatment）を慣例とすることに注意されたい。それは、報告書になされた変更により監査法人のコメントが合理的に見て関連性を失った（争点ではなくなった）と当該監査法人が考える場合である。

[8] 検査報告書の提出に関するステートメント、PCAOB 発表 NO. 104-2004-001（August 26,2004）参照。

報告書の一般利用可能部分には現れてこない。

第１部

検査手続きおよび一定の所見（INSPECTION PROCEDURES And CERTAIN OBSERVATIONS）

委員会の検査スタッフのメンバー（以下「スタッフ」という。）は、2003 年 6 月から 2003 年 12 月にかけて、E&Y に対し限定された検査を行なった。メンバーたちは、E&Y の本部事務所（national office）および 5 つの監査実施事務所（practice offices）に対し実地検査（field work）を行なった。またスタッフたちは、監査実施事務所一箇所で E&Y の内部検査プログラムの状況について検査（observe and test）を行なった。

限定された検査は、選定された監査業務（audit engagements）のある一定部分（certain portions）のレビューおよび以下の７分野（function areas）における方針（a policy）および手続（procedures）のレビューを含んでいる。これらの分野は、委員会が定めた（identified）基準に基づいて選定された。

- トップの方針（Tone of the top）；
- パートナーの評価、報酬、昇進、および責任の配分（Practices for partner evaluation, compensation, promotion, and assignment of responsibility）；
- 独立性に及ぼす非監査業務の意味（Independence implication of non-audit services）；ベンチャー事業（business ventures）；提携および協定（alliances and arrangement）；および手数料および臨時費（commission and contingent fees）；
- 顧客の引き受け（client acceptance）および顧客関係の継続（client retention）；
- 監査法人の内部検査プログラム；

・　監査方針、手続きおよび手法（audit policies, procedures and methodologies）を設定（establishment）および伝達（communication）する慣行、ここには研修（training）を含む；

・合衆国における監査顧客（U.S. audit clients）による海外営業活動（foreign operation）に対する外国提携監査事務所（foreign affiliated）により行なわれる監査業務に対する合衆国における監査実施チーム（U.S. audit engagement teams）の監督（supervision）

第１部 A は、監査業務のレビューおよび７分野のレビューに関してスタッフが行なったステップについて記述する。それに続き、第１部 B は、監査業務に対するレビューで調査した E&Y の監査業績（audit performance）に関する一定の所見（observations）を一般的レベル（general level）で記述する。最後に、一定の一般的所見（certain general observations）を第１部 C で記述して本報告書の開示部分を終了する。

A.　検査プロセス

スタッフは E&Y の公開会社に対する監査慣行に関し、広範な検査手続（extensive procedures）を実施した。しかしながら、委員会が大監査法人に対し行なうことを意図している本来の検査範囲に比べれば、今回行なったはじめての検査は限定されたものと性格づけられるものであることを強調したい。新規の検査計画を作成するという実施上の配慮（適切な技能を有する十分な数のスタッフをリストアップするために必要な時間を含め）から、2003 年にフルスケールの検査を行なうことは困難であるが、限定された検査を行なうことは実施可能であり、またそれはフルケースの検査を行なうための基礎を提供することで公益を促進すると委員会は判断した。

1. 選択された監査業務（audit engagements）のレビュー

検査を開始するに当たり、スタッフは 16 の監査業務をレビューの対象として選定した。スタッフは委員会自らが決定した基準に従って業務を選定した。委員会によるすべての検査と同様、この選定のプロセスを E&Y が制約することおよび影響を及ぼすことは許されなかった。

これらの監査業務のレビューに当たって、スタッフはレビューする対象事項を選定した。それらは総収入（revenues）、引当金あるいは債務の評価額（reserves or estimated liabilities）、関係当事者取引（related party transactions）、海外提携先（foreign affiliate）により行なわれた監査業務に対する監督、監査チームにより行なわれたリスク評価、および仕訳記入（journal entries）と修正仕訳（adjustments）である。スタッフはまた財務諸表の作成者である企業の財務諸表に対する潜在的修正仕訳（potential adjustments）、それは監査中に特定されていたが当該財務諸表に記録されていないものである、も分析した。監査を実施した監査実施事務所において、またスタッフが監査をレビューした発行体（issuers）の 15 の監査委員会（audit committees）の委員長たちに電話によりスタッフはインタビューし、監査法人と監査委員会との間の対話（communications）をレビューした。

スタッフが潜在的問題（potential issue）を特定した場合、スタッフは当該監査業務担当チーム（the audit engagement team）のメンバーたちと話し合いを行なった。この対話、追加的調書（additional work papers）およびその他の文書に対するレビューを通じて問題を解決できなかった場合には、スタッフは、当該監査業務実施チームに対し、当該地域の Professional Practice Director（"Area PPD）と相談することを求めた[9]。Area PPD は個々の顧客に対しサービスを提供するのではなく、会計および監査に関する技術的相談（technical accounting and auditing consultations）のための監査法人内の資源としての役割を担っている監査パートナー（audit partner）である。多くの場合、監査業務実施チームの Area PPD への相談は、問題解決という結果をもたらした。その理由は、スタッフたちの立場に E&Y が同意して、当該監査法人あるいは作成者が誤りの重大性を認識し、当該問題指摘に対処する（remedy the exception）十分なステップを行なったか、または E&Y がスタッフの懸念に対し、それを解消する効果的な追加情報を提供できたからである。

2．7 監査分野のレビュー

スタッフはこれらの分野に対するレビュー手続を主として本部事務所に行ない、一方あらかじめ選定しておいた 4 監査業務実施事務所においては、スタッフはリストアップされた 7 分野から 6 分野に関し検査を行った[10]。本部事務所におい

[9] E&Y は合衆国に 13 の地区を設けている。
[10] 支部事務所で特にレビューされなかった分野は、研修を含め監査方針、監査手続き、および監査方法である。

ては、スタッフは当該監査法人の役職（leadership）の多数のメンバーたちにインタビューを行い、監査法人の方針および手続きに関する膨大な書類を読み、それらを評価し、検査を行なった監査分野に関するその他の書類を分析し、また本部事務所から監査法人職員（firm personnel）への連絡（communication）をレビューした。

監査実施事務所では、スタッフは、それが適切な場合には Area management に、また事務所の責任者（the office leadership)、パートナー（partner)、マネジャー（managers）にインタビューをし、また関連書類をレビューした。またスタッフは、事務所責任者が参加しない、そして職務権限にとらわれない（outside the presence of office leadership and not-for- attribution basis）形での事務所スタッフの focus group sessions を開いた。委員会スタッフ(Board staff）は audit senior managers、managers、lower-level audit staff の別々の group cessions も行なった。これらのグループにおいて、委員会スタッフは、監査法人、事務所責任者、および他の役員（personnel）により伝達されたメッセージに対する参加者らの理解、またこれらのメッセージが参加者らの行動にどのような影響を及ぼしうるかについて参加者による議論を要請した。７分野のレビューは、今後の検査計画の立案、監査法人の慣行の比較、E&Y の前進あるいは後退（progress by, or deterioration）を時系列的に測定および評価する基礎となる知識を提供することとなろう。

レビュー対象とされた個々の分野には、当然、それに固有の一定範囲の資料および手続が存在している。より詳細な７分野のそれぞれ個別の範囲に関する記述を次に述べる。

（以下省略）

B. 委員会意見

意図した通り、E&Y に対する 2003 年の限定的検査により当該監査法人に対する更に規模の大きな検査（more far-reaching inspections）の基礎が得られた。７監査分野において、委員会は、フルスケールの検査によりさらに詳細な調査をしなければならない問題を特定した。これらの問題に対する検査は E&Y への毎年度の検査により継続されることになる。しかし、これらの問題それ自体は、単一の、限定的検査に基づく完全な批判を許すものではない。

一般的事項として、当該監査法人の監査行為に対しレビューが行われるということだけで、当該７分野のいくつかに関し監査法人の方針および手続きにいくつかに変更がなされたことをスタッフが見出したが、このようにレビューは当該監査法人にポジティブな効果を有したここに委員会は勇気付けられた。また委員会は、当該監査法人がSO法は監査品質に焦点をあてることを求めていることを理解していることに勇気付けられた。加えて、監査基準（auditing standards）および会計原則（accounting principles）への準拠に関するスタッフの質問に対し当該監査法人は協力的であり真摯な対応をした。

それにもかかわらず、委員会は検査の間、当該監査法人のイニシアチブおよびそれらの監査品質へのインパクトに絶えず批判的な目を注ぎ続けることを意図した。今回の限定された検査は、委員会の検査官たちが今後の検査において更に深く調査する問題点、および当該監査法人の監査慣行に対する委員会の理解を改めさせるように当該監査法人が対応することを委員会が期待する問題点を明らかにした。

報告書第Ⅱ部は非公開でありこの文書からは削除する。

第Ⅲ部

検査報告書案に対するE&Yの回答

SO法（15 U.S.C.§7214(f)）104(f)およびPCAOB Rule 4007(a)に基づき、委員会はE&Yに対し本報告書案をレビューしコメントする機会を与えた。E&Yは文書により回答を行なった。

SO法104(f)条およびPCAOB Rule 4007(b)に基づき、報告書案に対する当該監査法人のコメントについて非公開取り扱いを監査法人が求め、委員会が承認した場合には、委員会はこれらのコメントを最終報告に含めない。委員会が報告書を確定する前に報告書になされた変更により監査法人によりなされたコメントが合理的に見て関連性を失った（争点ではなくなった）と当該監査法人が考える場合には、当該監査法人より要求があれば委員会は機械的に当該コメントを非公開取り扱いとする。

SO法104(f)条およびPCAOB Rule 4007(b)条に基づき、当該監査法人の回答は、非公開取り扱いが認められた部分を除き、本報告書に添付され最終検査報告書の一部とされる。委員会が公に利用可能とした本報告書において、非公開部分とされた当該監査法人の回答はすべて除かれる。

米国ＰＣＡＯＢフォローアップ報告書　（資料２）

検査報告書後12ヶ月以内に品質管理上の非難を処理するプロセスの内部的実施に関する報告書（OBSERVATIONS ON THE INTERNAL IMPLEMENTATION OF THE PROCESS FOR ADDRESSING QUALITY CONTROL CRITICISMS WITHIN 12 MONTHS AFTER AN INSPECTION PERORT）

PCAOB Release No.104-2006-078

March 21, 2006

2004 年 8 月、PCAOB（以下「委員会」という）は最初の検査報告書を出した（reports on initial limited inspections of Deloitte & Touche LLP, Erst & Young LLP, KPMG LLP, and PricewaterhouseCoopers LLP. ）。Sarbanes-Oxley Act of 2002（以下「法」という）104(g)(2)条に基づき、委員会は監査事務所の品質管理システムに対する非難（criticisms）を取り扱っている報告書のいかなる部分も公開しなかった[1]。法および委員会規則は、しかし、当該監査法人が12ヶ月以内に委員会が満足するようにそれらに対処しない場合にはそれら非難を公開することを明らかにしている[2]。

こうした公開可能性を意識して、個々の監査法人は、監査法人が非難を処理する12ヶ月間に、委員会スタッフと実質的対話を行ない、また個々の監査法人は PCAOB Rule 4009 に従って、これら対処努力に関する報告を期限内に行なった（「Rule 4009 報告」）[3]。これら Rule 4009 報告のそれぞれに関して、委員会

1　本公開文書において使用されているように、「非難」という用語は 104(g)(2)条が「監査法人の品質管理システムにおける潜在的欠点（potential defects）」として言及しているものを包含している。

2 法 104(g)(2)条、15U.S.C. §7214(g)(2)、PCAPB Rule4009 参照。

3 委員会は別の場所で、12ヶ月の期間内に品質管理に対する指摘を処理する監査法人の努力に関するプロセスを記述した。The Process for Board Determinations Regarding Firms' Efforts to Address Quality Control Criticisms in Inspection Reports, PCAOB Release No. 104-2006-077 (March 21,2006) (" The Determination Process)参照。委員会は本公開文書

は、監査法人が品質管理に関する非難を、法 104(ｇ)(２)の目的にそって委員会が満足する形で処理したと判断した[4]。その結果、法に基づき、「(品質管理に対する非難）を取り扱っている検査報告書の部分は公開されない。」[5]しかし、これら判断は対処期間（remedial period）である 12 ヶ月の終了を記録しているので、委員会の品質管理への懸念（concerns）を監査法人が処理するためにとったステップのタイプのいくつかを一般的に要約することを含めて、そのプロセスおよび効果に対する視点を提供することは有益であろう[6]。

対処期間 12 ヶ月に対する委員会の始めての経験は、議会により法 104(g)(2)条に設置された仮定（premise）が一般的に妥当であったことを証明した。立法のアプローチは、委員会の品質管理に対する非難が秘密とされるという見込み（prospect）により純粋に（genuinely）監査法人が動機付けられ得るという仮定に依存していた。委員会の大監査法人に関する最初の経験はこの仮説を支持した。さらに、委員会の監督モデル（Board’ supervisory model)、すなわち不同意点を強調し、また対抗的アプローチを採用するのではなく、委員会の満足する方向に向けた継続的対話（an ongoing dialogue）にスタッフを前向きに率先して従事させるというモデルに、監査法人が応えた。

こうしたプロセスを採った結果、委員会は、監査法人が真面目に実施(conscientiously implement)すれば監査の品質に有益な効果をもたらす重要なステップを編み出し（craft)、それを実施したと信じる。これらステップのいくつかは以下で要約する。ここで要約されている項目のいくつかは、１以上の

のバックグランドとして The Determination Process をレビューすることを強く推奨する。

[4] The Determination Process において述べているように、監査法人が満足する形で非難を処理したということを公けに開示（publicly disclose）することは委員会の通常の慣行ではないであろう。というのは、そうすることは最初に非難があったということを公開する効果を有するからである。しかし、委員会は最初の 4 つの検査報告書のそれぞれが品質管理上の懸念に関する非公開の議論を含んでいることをすでに示しているので、委員会は、特別の例外として（in an isolated exception)、個々の監査法人が 104(g)(2)の目的にそって、委員会が満足する形でこれらの非難を処理したという決定を公に開示する。

[5] Section 104(g)(2) of the Act, 15 U.S.C. §7214(g)(2).

[6] Rule 4009 submission 中の情報を含め、検査に関して委員会が受領あるいは作成した情報は、法 104(g)(2)条に規定されている秘匿制限（confidentiality restrictions）に服さなければならない。しかし、委員会の Rule 4009 に基づき、委員会はこのような情報の要約、編集物、あるいは一般的報告書を出版することができる。ただしそのように出版された報告書は、当該情報がすでに関係監査法人により、あるいは他の合法的手段により Rule 4009 を遵守して公にされている場合を除き、当該報告書中に品質管理上の非難が向けられている監査法人を特定してはならない。したがって、ここに提供されている要約は特定の監査法人を特定のステップに関連させて特定していない。

監査法人に関係する。しかしリストはいずれか一つの監査法人の努力を記述（description）したものではなく、事例を収集したもの（compilation）である。あるケースにおいては、ここで要約されている事項は、類似の、しかし必ずしも同一ではない委員会による非難を処理するための監査法人間で異なるアプローチを反映している。これらの要約は、委員会推奨の「ベストプラクテス」のリストといったものとして理解されるのではなく、Rule 4009 process に対する委員会のアプローチという文脈において理解されなければならない。この点については、プロセスに関する委員会の別のリリースにおいて述べられている[7]。すなわち、これら要約は、特定の監査法人の組織および運営構造（organizational and operational structure）の中において、特定の非難を処理するためになされた監査法人の努力の反映である[8]。

A. 監査業績

個々の委員会検査において、検査チームは監査法人により行なわれた一定の監査を選定し、これらの監査をさまざまな観点からレビューした。個々の監査に固有の問題点を特定（identify）することに加え、このレビューは監査法人の品質管理システムを委員会が評価するのに役立った。この評価は、以下に述べられているさまざまなカテゴリーにおける方針および手続に対するレビューに基づいているのみならず、実際の監査の業績の品質確保を監査法人のシステムが出来なかったことから導き出された推論に基づいている。適切と考えた場合には、委員会検査報告はこれらの推論に基づいて、品質管理に対する非難を明確に指摘している。この分野における非難を処理するための Rule 4009 process から出てくるステップには以下が含まれる――

- 倫理、独立性、顧客の引受、および監査品質のモニタリングに対する責任を、監査の実施（audit operations）およびビジネス展開（business

---

[7] The Determination Process　7 参照。

[8] ここで記述されているステップが関係する、委員会の最初の 4 つの検査は委員会が設立された最初の年に行なわれ。この検査は、委員会により今後の、より徹底した検査、この検査はその後行なわれてきているが、の基礎を築くための「限定的」検査（"limited" inspection）と性格付けられた。これら検査に関する報告書の公開版は委員会のウエッブサイト、www.pcaobus.org/Inspections/Public_Reports/2003、で利用できる。公開版は委員会の品質管理に関する議論を含んでいないが、本報告書で要約されているステップのカテゴリーに対応する主要課題分野（subject matter areas）において、委員会の検査スタッフにより行なわれた検査手続を記述している。

development）に対する責任から分離し、監査法人の長（firm Chairman）への独立した直通の報告ライン（separate and direct reporting line ）を有するように組織構造を変更すること；

- 選定された監査の監査調書に所得税対策（income tax provision）に対するセカンドタックスパートナーのレビュー（second tax partner review）をコーディネイトするために内部ネットワークを構築すること；

- 監査の過程において契約をレビューする際、より重要な誤表記（material misstatement）の大きなリスクと関係している特徴（characteristics）を示している契約は、より経験のある監査担当者（audit personnel）が調べ（read）なければならないことを指示する内部方針（internal guidance）を追加すること。また重要な契約がこれらの特徴を示しているかの考慮（consideration）を文書化する方針を追加すること；

- 一定の詳細な監査調書に関係した（involvement in）またレビューをおこなった監査執行パートナーおよびマネジャーに関する証拠を、監査の文書化（audit documentation）に含める新たな要請を追加すること；

- 監査の十分な文書化（audit documentation）およびそれが監査品質の改善に寄与することの重要性について、監査法人の幹部（leadership）が強力で全法人規模（firm-wide）のメセージを伝達すること；

- 監査パートナーおよびマネジャーに対する教育カリキュラムへ監査法人内のさまざまなトピックを加えること。

B. 内部検査

委員会の個々の検査は、監査法人の職員が監査の業績を検査するための監査法人自身の内部プログラムの諸側面（aspects）に対するレビューを含んでいる。この分野における委員会検査の目的は、監査の品質を高める監査法人の内部検査プログラムの有効性を評価すること、および選定された監査実施事務所（selected practice offices）における内部検査プログラムの実施を観察（observe）およびテスト（test）することである。Rule 4009 process から出てくるこの分野での非難を処理するためのステップには以下が含まれる――

・　内部検査対象となる監査業務の数を増やすこと；

・　例えば、プログラムへの参加は、個人がトップの業績を上げたもの（top performer）と見られること、またパートナーシップを望む幹部マネジャーへの経歴において重要なステップであることをプログラムへの参加が示していることを明確にすることにより、監査法人の内部プログラムにレビューアーとして参加することに対する内部の認識に影響を与える変更を行なうこと；

・　多数の個人が他の義務に加えて自由意思で参加することを前提としたプログラムから、フルタイムで内部検査に専念する（dedicated）個人のグループであるプログラムへと変更すること。その結果、レビューアーとしての彼らの有効性を低めることとなっている義務の衝突が解消される；

・　これまでに比べて特別に訓練され経験を有するレビューアーのプールを作り、本部事務所がこれを監督し、これまでより効率的で一貫性のある内部レビューを実施すること；

・　内部検査チームに対し専門家の任務（assignment of specialists）を増やす；

・　公開会社の監査に監査執行パートナーとして従事したことのあるパートナーにより実施される監査業務に対する内部検査の頻度を増やすこと；

・　内部検査のサイクルを予測困難とし、またレビュー対象の監査業務の事前の選定通知を遅らせること。

C　パートナーの評価および報酬

個々の委員会検査は、監査法人の監査パートナーの業績を評価する、また報酬を決定する監査法人の手法をレビューすることを含んでいる。この分野における検査目的は、以下のことを含んでいる。（１）新パートナーの承認、パートナーの業績測定、パートナーの報酬決定、パートナーに対する責任の付与およ

びパートナーの処分に際して、マーケッティングに対し監査法人が付与している相対的なウエイトを、監査品質および技術的能力と対比して評価すること。（２）文書化あるいは伝達されている測定、評価、および報酬プロセスの設計が、監査品質の促進という目的達成を期待できるものであるかを評価すること。この分野における非難を処理するための Rule 4009 process から出てくるステップは以下のものを含む――

- 監査パートナーの年次評価において使用される要素および様式を他の要素に比較して監査品質の重要性を増大あるいはより明確化するように変更すること；

- パートナーシップへの昇進を考慮する際に使用される要素および様式を、監査を行なう技術的能力の重要性を増大あるいはより明確化するように変更すること；

- 地域（regions）において監査パートナーの技術的業績（technical performance）を評価および文書化する際に、（地域の専門的実務に責任を有する）本部事務所の専門的実務職員（professional practice personnel）の参加を拡大すること；

- 監査の実施に欠点がある（deficient）と判定されたパートナーに対する一貫性ある制裁および是正措置計画（consistent disciplinary and remedial action plan s）のプログラムを公式化および強化すること（formalizing and strengthening）；

- パートナー評価の管理を一元化すること、および必要とされる評価の内容（contents）、パートナー評価に関するファイル、およびこれらファイルに存在しなければならない紛失した情報（missing information）の探索（effort to locate）に関するガイダンスを公式化（formulating）すること。

D. 独立性

個々の委員会検査は、独立性要請に対する監査法人の遵守に関する監査法人

の方針と手続に関するレビューを含んでいる。この分野における非難を処理するRule 4009 processからでてくるステップには以下のものが含まれる。

- 求められた本部事務所との協議（consultation）を含め、一定の種類のビジネスアレンジメント（business arrangements）、協定（agreements）、および提携（alliances）を行なうため、および年度ベースでの独立性の観点からのアレンジメントの再評価のプロセスを形式化すること；

- 監査チームが、業務に特定された独立性に関する相談（on all engagement-specific independence consultations）のすべてに関して、むしろこれら相談のうちの一定の事項（just for a certain subset）ではなく、本部事務所の独立性グループに書類を提出しなければならないように要請を広げること；

- 監査チーム、本部独立性事務所（the national independence office）、およびその他（例えば提携している非US監査法人（affiliated non-U.S. firms）のパートナー）に情報の記入また相談の解消（the resolution of consultations）の文書化を要求する、内部独立性相談のための新規の集中化されたデータベースを構築すること；

- 独立性および関連事項に関して重要な内部方針を一箇所において（in one place）提供するために独立性マニュアル（independence manual）および人材ガイド（resource guide）を発行すること。

E. 方針、手続、および方法の決定と伝達

個々の委員会検査は、研修を含め監査法人の方針、手続、および手法（policies, procedures, and methodologies）の決定および伝達のプロセスのレビューを含んでいる。この分野にける検査の目的は、（１）監査法人のプロセスが監査の品質を高め、またコンプライアンスを強化するものと期待できるか、（２）監査法人の監査方針の変更、および（３）直近に（then-recently issued）出されたStatement on Auditing Standards No. 99, Consideration of Fraud in a Financial Statement Auditに関する研修の内容を評価することであった。この領域に置ける非難を処理するためのRule 4009 processから出てくるステップは以下を含む――

- 監査計画作成時に用いられる重要性基準（materiality measures）決定のための選択可能な基礎（alternative bases）（継続的経営（continuing operations）から得られる純利益（net income）以外のもの）を使用する理由を文書化することに関係する内部的要請を増やすこと；

- 監査計画作成時に用いられる重要性基準決定の際に考慮される量的および質的ファクターに関するガイダンスを含むように方針マニュアルを改正すること；

- 監査調書の作成および保管（creation and archiving）に関係する日付の不適切な操作（improper manipulation）の可能性を最小化するためのシステムを強化すること；

- 文書化完成期日（the documentation completion deadline）あるいはそれ以前に、記録センター（record center）において監査文書ファイル（audit documentation files）をハードコピーに物理的に記録するための要件をより厳格化すること；

- 監査の過程において監査法人内部での内部コンサル（internal consultations）の文書化に係る内部要請を増やすこと；

F. 顧客の引き受けおよび継続

個々の委員会検査は、監査法人の顧客引き受けおよび継続の方針および手続のレビューを含んでいる。この分野における検査の目的は、監査法人の方針および手続が以下のことを合理的に確保している（reasonably assure）か、を評価することであった。すなわち、（1）監査法人が、経営の誠実性（integrity）が失われている発行体と関係しないこと、（2）監査法人の専門能力の範囲内（within its professional competence）でのみ監査業務を行なうこと、および（3）顧客の引受および継続に存在するリスクを適切に考慮すること。この分野における非難を処理するために Rule 4009 process から出てくるステップには以下が含まれる――

- 例えば顧客を引き受けるかあるいは継続するかを評価する際に特定され

たすべてのリスク条件の強制的文書化といった、監査顧客の引き受けあるいは継続の決定に関する文書化および文書保管方針をより厳しく設定すること；

・ 顧客継続の決定は、監査チームから十分に引き離された（sufficiently removed）他のパートナーによるレビューに服するという新規の要請を設定すること。

G. 海外提携先への監視

個々の委員会検査は、監査法人の U.S.顧客による海外営業活動に関して当該監査法人の海外提携先により行なわれる監査作業が、信頼できるものであり、また委員会により設定された基準に従っていることを確保するために当該監査法人が用いているプロセスを評価する基礎を構築するための検査を含む。この分野における非難を処理するために Rule 4009 process から出てくるステップには以下のものが含まれる――

・ U.S.発行体の監査に参加している非U.S.職員の、U.S. GAAP および PCAOB 基準に関する技術能力を監査法人が満足できるものと評価できるプロセスを公式化し、より厳格化すること；

・ U.S. GAAP および PCAOB 基準に関して非 U.S.職員の経験、研修、および技術を、外国提携先および U.S.監査チームの両者が評価する要件を付加すること：

・ 年次の独立性質問状１（annual independence questionnaires）の完成締切日遵守の重要性に関し海外提携先との意思疎通をより一層重視すること。

委員会提出
J. Gordon Seymour
March 21 2006

英国市場における競争と選択（概要）　（資料３）

英国監査市場における競争と選択

(Competition and choice in the UK audit market)

Prepared for Department of Trade and Industry
And Financial Reporting Council

April 2006

本報告書の主要所見

―― 4 大監査法人――Deloitte & Touche、Ernst & Young、KPMG および PricewaterhouseCoopers(PwC)――はFTSE 100 社の一社を除きすべてを監査し、それはFTSE 350 において監査報酬の 99%に相当する。当該市場における高度の集中は、1998 年の Pricewaterhouse/Coopers & Lybrand 合併（6 から 5 へ）および Arthur/Andersen の消滅（5 から 4 へ）後さらに顕著となった。加えて、変更率（switching rates）は低く（平均で全登録会社の約 4%と、平均で FTSE100 会社の約 2%)、また競争的入札（competitive tendering）はあまり行なわれていない。

―― 名声は、中規模監査法人（mid-tier firms）との実際のあるいは考えられている差異（real or perceived differences）のいずれに基づくにせよ、4 大監査法人を選好する重要な要因（driver）である。FTSE 会社 350 社のほとんどの認識は、4 大監査法人は監査製品（audit product）の重要な二つの構成要素を提供できる有利な立場にある。監査それ自体に加えて付加価値サービス（value-added services)、および破局（catastrophes）および名声リスク（reputation risk）に対する保険である。また 4 大監査法人は 3 番目の重要な構成要素、すなわち技術監査（technical audit）それ自体を提供する大きな能力と国際的事業範囲（international coverage）を有していると思われている。

――Oxera は高い集中度が高い報酬をもたらしてきている証拠を得ている（このことは経済理論およびいくつかの他の実証研究にも一致する)。会社間にある程

1

度の価格に対する敏感さがあり、また年度の監査法人の再任命プロセス（annual audit firm reappointment process）において監査報酬に関するある程度の交渉が生じることがあるが、一般的には、監査委員会委員長（audit committee chairs）の重点は価格よりは品質（および名声）に置かれている。集中とは別に、監査報酬が近年、規制の変更といった要素により生じる費用の増加の結果、上昇してきていると考えられる。

――選択の問題に関し、Oxera はいくつかの限定された数の UK 登録会社は、基本的には FTSE 100 の金融サービス分野において、短期では監査人の有効な選択を有していないと判断した。この選択の排除は高い市場集中、監査人独立のルール、供給側の制約（supply-side constraints）、および分野の専門知識の必要によりもたらされている。

――中規模監査法人による FTSE 100 および FTSE 250 への参入/拡張（entry/expansion）に関する Oxera の経済分析（analysis of the economics）は、現在の市場構造は持続しそうであることを示している。実質的な参入は、中規模監査法人に対する先入観（perception bias）、高い参入費用、長い潜在的投資の回収期間、および市場における顕在的競争者と競争する時に発生する相当の事業リスクを含む相当の障壁のために、魅力的ではない。

――4 大監査法人のいずれか一つの消滅（4 から３）は監査人選択をめぐる問題を悪化させ、監督機関に監査人独立性ルールに対する例外をつくることを要請することになろう。4 大監査法人の一つの市場からの退出の事態における会計監査の欠如（lack of audited accounts）は投資家にとって重大な懸念であろう。また投資家は、その場合の監査市場の集中のさらなる増加が監査品質にもたらす結果を心配している。４から 3 へのシナリオの場合、もし現存の障壁が、認識/名声（perception/reputation）および低変更率（low switching rates）に関して、低減することができさえすれば、かなりの中規模監査法人の市場参入が実現可能となることを Oxera の分析は示している。